



エヌ・ティ・ティ・ドコモがエヌ・ティ・ティ・ドコモ<3146>株式の大量保有報告書を提出



エヌ・ティ・ティ・ドコモ<3146>について、エヌ・ティ・ティ・ドコモが3月15日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「発行者の完全子会社化（株式会社ローソンによる発行者に対する出資が行われた場合において、提出者及び株式会社ローソンが発行者の発行済株式の全てを保有する状態を含みます。）を目的とし、経営参加及び重要提案行為等を行うこと。

提出者は、発行者の発行済株式の全てを取得することを企図しております。

提出者は、①発行者の定款の一部を変更し、発行者において普通株式とは別個の種類の株式を発行できるようにすることで、発行者を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に規定する種類株式発行会社に変更すること、②発行者の定款の一部を変更して、発行者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び③発行者の当該株式の全て（発行者が保有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類の発行者株式を交付することを付議議案に含む発行者の臨時株主総会、並びに上記②の議案を含む発行者普通株式の株主を構成員とする種類株主総会の開催を発行者に要請する予定です。（3）によるもの。

報告書によると、エヌ・ティ・ティ・ドコモのエヌ・ティ・ティ・ドコモ株式保有比率は、72.87%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2012年3月12日。